

## 維持存続手法（運営方式）の比較検討について

運営方式		事例	主なメリット	主なデメリット
ケース①	<b>【第一種】名鉄</b>  ※引き続き名鉄が保有・運行を行う	(現行どおり)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運賃水準は現行のままであり、利用者の逸走が生じない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運賃水準の引き上げが不可能。</li> <li>・現行制度では、国の補助制度等を活用できない。</li> </ul>
ケース②	<b>【第一種】新会社</b>  ※新会社が保有・運行を行う	愛知環状鉄道 <small>旧国鉄転換の第三セクター鉄道</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別会社化するため、運賃水準の引き上げが可能。</li> <li>・施設等の整備を行う場合に、国の補助制度の活用が可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運賃水準を引き上げた場合、利用者の逸走が生じる。</li> <li>・現在の水準では、新会社は赤字収支となり、将来的に多額の累積赤字が生じる。</li> <li>・名鉄が保有する資産の譲渡費用が別途必要になる。また、独自の車両基地等を新たに設置する必要がある。</li> <li>・輸送の安全や鉄道経営等に関するノウハウを新会社が持っていない。</li> </ul>
上下分離方式	<b>【第二種】新会社</b> <b>【第三種】名鉄</b>  ※土地・施設は引き続き名鉄が保有、運行は新会社が行う	養老鉄道 <small>(近鉄全額出資)</small> 伊賀鉄道 <small>(近鉄 98%、沿線自治体 2%出資)</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運行を別会社化するため、運賃水準の引き上げが可能。</li> <li>・新会社が車両を保有する場合であれば、車両更新を行う際に国の補助制度の活用が可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運賃水準を引き上げた場合、利用者の逸走が生じる。</li> <li>・現在の水準では、新会社は赤字収支となり、将来的に多額の累積赤字が生じる。</li> <li>・新会社が車両を保有する場合であれば、名鉄が保有する車両の譲渡費用が別途必要になる。</li> <li>・名鉄に施設使用料を支払う必要がある。</li> <li>・輸送の安全や鉄道経営等に関するノウハウを新会社が持っていない。</li> </ul>
ケース④	<b>【第二種】新会社</b> <b>【第三種】自治体</b>  ※土地・施設は自治体が保有、運行は新会社が行う	内部・八王子線 <small>(近鉄 75%、四日市市 25%出資)</small>	<新会社> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運行を別会社化するため、運賃水準の引き上げが可能。</li> </ul> <自治体> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設等の整備を行う場合に、国の補助制度の活用が可能。</li> </ul>	<新会社> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運賃水準を引き上げた場合、利用者の逸走が生じる。</li> <li>・現在の水準では、新会社は赤字収支となり、将来的に多額の累積赤字が生じる。</li> <li>・輸送の安全や鉄道経営等に関するノウハウを新会社が持っていない。</li> </ul> <自治体> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名鉄が保有する資産の譲渡費用が別途必要になる。また、独自の車両基地等を新たに設置する必要がある。</li> <li>・輸送の安全や鉄道経営等に関するノウハウを自治体が持っていない。</li> </ul>

	ケース①	ケース②	上 下 分 離 方 式	
			ケース③	ケース④
	【第一種】名鉄 	【第一種】新会社 	【第二種】新会社 【第三種】名鉄 	【第二種】新会社 【第三種】自治体 
	※引き続き名鉄が保有・運行	※新会社が保有・運行を行う	※土地・施設は引き続き名鉄が保有、運行は新会社が行う	※土地・施設は自治体が保有、運行は新会社が行う
<b>利用者への影響</b>				
運賃水準の引き上げが生じない	○ (注1)	×	×	×
<b>鉄道会社（名鉄又は新会社）への影響</b>				
運賃水準引き上げによる収入増	— (注1)	△	△	△
(運賃水準引き上げ後の) 利用者の維持	— (注1)	×	×	×
将来に渡っての累積黒字の維持	—	×	× (新会社)	×
国の補助金の活用	×	○	△ (注2)	△ (注2)
資産譲渡費用が生じない	○	×	△ (注3)	△ (注4)
独自の車両基地等の設置が不要	○	×	△ (注3)	△ (注4)
施設使用料が生じない	○	○	×	△ (注5)
輸送の安全、鉄道経営等のノウハウ	○	×	× (新会社)	×
<b>自治体への影響（財政負担）</b>				
運営方式変更による初期投資が不要	○	×	△ (注3)	×

○：可能、×：不可能、△：条件により可能、－：該当しない

(注1)・・・現制度では、名鉄全線の運賃改定が必要となるため、西尾・蒲郡線のみの運賃値上げができない。

(注2)・・・新会社が車両を保有する場合、補助金活用は可能である。

(注3)・・・原則、新会社が車両を保有する場合、譲渡費用等が生じる。

(注4)・・・原則、自治体に譲渡費用等が生じるが、新会社が車両を保有する場合、新会社にも譲渡費用等が生じる。

(注5)・・・原則、新会社は自治体に対し施設使用料が生じる。